

新型コロナウイルス（COVID-19）による影響について

2021年5月6日現在
ヤマトデータベース協同組合

現在、新型コロナウイルスによりさまざまなイベントが中止されるなど、各所で影響が広がっておりますが、組合員様におきましては以下の点についてお願い申し上げます。

・技能実習期間を終了した実習生について

現状、帰国便の確保が非常に困難になっております。

滞在費支弁のためや帰国が整うまでの一時的な滞在のために在留資格の「特定活動」への変更が認められていますので、満了が近い実習生については今後の対応をご相談ください。

また、受験予定の技能検定試験が開催されず、受験ができなくなった場合等も同様に「特定活動」へ在留資格の変更が認められています。この後、特手活動 から 次段階の技能実習に移行時には特定活動を行った期間を除いた残りの期間での申請となります。

・休業時の対応及び特別給付金等について

外出自粛要請、休業要請が出る中ではありますが、休業となった場合、会社は基本的に労働者（実習生含む）に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。休業理由は様々あるかと思われそうですが 会社の経済的負担が大きくなる中で、雇用調整助成金等の措置もとられておりますので 詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

・新たな実習生のお申込みについて

実習生受け入れを新たにお申込みいただいた場合、通常約5～6か月程度での入国となりますが、現在、入国審査が停止しており、新たな入国はまだまだ困難な状況が続いております。

・現地面接について

コロナウイルスの影響により各国で入国制限を行われています。

また、入国が可能になっても現地での行動制限が実施されております。さらに当該国の国内移動も制限されていますので、現地とリモートで行うリモート面接についても延期させていただきます。

・お申込み中の実習生について

面接や書類の申請等が終わり入国待ちの実習生についても、最終 VISA の申請がおりないなど、入国が困難になってしまう場合がございます。

案件ごとに状況が異なりますので、ご不明な点がございましたら各担当までお問い合わせください。

感染が収束、拡大を繰り返しておりさまざまな影響が発生している中、皆様には多大なご迷惑をおかけいたしております。疑問等ございましたら、何なりと組合担当までお問合せご相談ください。

ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。